



令和7年度

中小企業等収益力向上事業費補助金

-米国関税対応枠-

再募集を実施します!



米国関税措置による影響を最小化し、付加価値向上を目標とする中小企業等の取組を支援します!

補助率

1/2以内

補助上限額

300万円

(下限50万円)

米国関税措置による影響の例

影響を受けている場合

取引先企業からの受注減やキャンセルが生じている

サプライチェーンの混乱により、部品等の調達が難航している

今後影響を受ける見込みがある場合

急激な原材料のコスト上昇により、自社負担が増加する見込みである

収益不透明による採用計画の見直し等を実施予定である

★ 詳細な内容については、ホームページをご確認ください

事業スケジュール(見込み)

1

9/26 応募開始 ~ 締切 **10/27**

2

採択者決定 **12月上旬**

3

交付申請・交付決定+補助事業開始(順次)



お問い合わせ 静岡県経済産業部 商工業局 商工振興課

事業概要

補助 対象者	県内の中小企業者等で、以下の要件を満たしているもの 1 米国関税措置の影響を受けている、又は今後受ける見込みがある （例）取引先企業からの受注減、急激な原材料のコスト上昇による自社負担増 など 2 米国へ輸出している若しくは米国から輸入している、又は今後その予定がある （例）自社で製造した自動車部品を取引先経由で米国に輸出している 子産の銅製品を原材料の一部とし、米国内で製造された電子部品を輸入している など <u>※当初募集において不採択となった事業者の方も、再度応募することが可能です。</u>
補助 対象事業	米国関税措置に対応するための、販路拡大や新商品開発、生産性向上等の新たな取組 （例）米国向け商品の売上依存度を下げるため、訪日客向けの新商品を開発 米国へ輸出する自動車部品の加工技術を活用し、農業機械向け製品を開発 など <u>※米国関税措置への対応を目的としていない事業は、補助対象外となります。</u> （例）米国向けの新製品を開発・販売 など
補助額	上限300万円（下限50万円）
補助率	補助対象経費（税抜）の1/2以内（千円未満切捨）
補助 事業期間	交付決定日から令和8年3月20日（金）まで
補助 対象経費	専門家謝金、専門家旅費、職員旅費、原材料費、機械部品又は工具器具費、機械装置費（※）、産業財産権等の導入に要する経費、委託・外注費、展示会等出展費、資料購入費、通信運搬費、借料、調査研究費、雑役務費、広報費、通訳・翻訳料 <u>※機械装置費については、制限あり(補助対象経費の1/2以内)</u>
募集期間	令和7年9月26日（金）10時～令和7年10月27日（月）17時
応募方法	ふじのくに電子申請サービスから申請

詳細については、県ホームページをご覧ください。

URL : <https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/kigyoshien/shienhojokin/1077292.html>



静岡県 中小企業等収益力向上補助金（米国関税対応枠） **再募集**

検索

お問い合わせ先

静岡県経済産業部商工業局商工振興課

TEL:054-221-2512

E-mail:ssr@pref.shizuoka.lg.jp